

（障害年金の額の改定請求）

- | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------|--|
| <p>二 現に支給を受けている障害年金に係る令別表に定める等級</p> <p>三 令別表に定める他の等級に該当するに至つた年月日</p> <p>前項の請求書には、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> | <p>二 二 前項第三号の事実を証明することができる書類</p> | <p>二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の障害の状態を明らかにすることができる資料</p> | <p>二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の障害の状態を明らかにすることができない資料</p> | <p>二 障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品以外の許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品によるものであるとみられる場合には、第一項の請求書には、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> | <p>一 障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類</p> | <p>二 障害の状態の変更の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類</p> | <p>(障害児養育年金の請求)</p> | <p>第八条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 令別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> |
|---|----------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------|--|

四 障害児の障害の状態
前項の請求書には、次

- 一 障害児の障害がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類

二 障害児の障害の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類

三 障害児の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害児の障害の状態を明らかにすることができる資料

四 障害児の属する世帯の全員の住民票の写し

五 請求者が障害児を養育していることを証明することができる書類

(障害児養育年金の額の改定請求)

第九条 障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の状態に変更があつたことを理由として、その受けている障害児養育年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 障害児の氏名、生年月日及び住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所

三 現に支給を受けている障害児養育年金に係る令別表に定める等級

四 障害児が令別表に定める他の等級に該当するに至った年月日

三 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の事実を証明することができる書類

二 障害児の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害児の障害の状態を明らかにすることができる資料

三 障害児の障害の状態の変更が、障害児の障害の原因となつた許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品以外の許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品によるものであるとみられる場合には、第一項の請求書には、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 障害児の障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類

二 障害児の障害の状態の変更の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可

- （遺族年金の請求）

再生医療等製品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにできる書類

第十一条 法第十六条第一項第四号の遺族年金（以下「遺族年金」という。）の支給を請求しようとする者（次条第一項又は第十二条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者の死亡の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の名称

四 死亡した者の死亡年月日

五 死亡した者が障害年金の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた期間前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 死亡した者の死亡がその原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類

三 死亡した者の死亡の原因とみられる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を使用したことによるものであることを証明することができる書類

四 請求者と死亡したとの身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

五 請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

六 請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であつた子を除く。）が死亡した者の死亡の当時子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の請求

金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記

- 載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けている遺族の氏名、生年月日及び住所

前項の請求書には、請求者と死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本を添付しなければならない。
(後順位者からの遺族年金の請求)

第十二条 令第十条第八項後段の規定により遺族年金の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに許可医薬品等の副作用により死亡した者との身分関係

三 許可医薬品等の副作用により死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日及び当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日

前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者と許可医薬品等の副作用により死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 請求者(許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時胎兒であった子を除く。)が許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持したことの証明ができる書類
(現況の届出)

第十三条 障害年金、障害児養育年金又は遺族年金の支給を受けてゐる者は、毎年、厚生労働大臣の指定する日(以下「指定日」という。)までに、その氏名及び生年月日を記載した届書を機構に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分

に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 障害年金の支給を受けている者 次に掲げる書類

イ 指定日前一月以内に作成された障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長（都の特別区の区長を含むものとし、市にあっては、区長又は総合区長とする。地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本

ロ 指定日前三月以内に作成された障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

二 障害児養育年金の支給を受けている者 次に掲げる書類

ロ 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ハ 指定日前三月以内に作成された障害児養育の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

三 障害児養育年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ハ 指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 遺族年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された遺族年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ハ 遺族年金の支給を受けている者 指定日前一月以内に作成された遺族年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 第十四条 障害年金又は障害児養育年金又は遺族年金の支給が行われ、又はその額が改定された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。（氏名等の変更の届出）

第十四条 障害年金又は障害児養育年金又は遺族年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、当該各号に掲げる事項を記載した届書を機関に提出しなければならない。遺族年金の支給を受けている者が第一項の規定は、障害年金、障害児養育年金又は遺族年金の支給が行われ、又はその額が改定された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。（氏名等の変更の届出）

3

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

第二十二条 この省令の規定により同時に二以上の副作用救済給付に係る請求書又は届書(以下この条において「副作用救済給付に係る請求書等」という。)を提出する場合において、一の副作用救済給付に係る請求書等の添付書類によって、他の副作用救済給付に係る請求書等の添付書類に係る事項を明らかにできるときは、他の副作用救済給付に係る請求書等の余白にその旨を記載して、他の副作用救済給付に係る請求書等の当該添付書類は、省略することができる。同一の世帯に属する二人以上の者が同時に副作用救済給付に係る請求書等を提出する場合における他方の副作用救済給付に係る請求書等の添付書類についても、同様とする。

前項に規定する場合のほか、機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定によ

口 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品、医療機器等法施行規則」という。）第六十一条第三項（医薬品、医療機器等法施行規則第一百十一条において準用する場合を含む。）に規定する調査の義務が課せられている（許可医薬品（用法若しくは用量の変更又は効能若しくは効果の追加に係るものとして医薬品、医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認が与えられている許可医薬品を除く。）又は医薬品、医療機器等法第十四条の三第三項（医薬品、医療機器等法第二十条第三項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において

第二十一条 副作用救済給付を受けていたる者又は受けた者は、同一の事由について損害賠償を受けた場合には、速やかに、その損害賠償の額及び内容を記載した届書を機構に提出しなければならない。

(副作用拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法) 第二十三条 法第十九条第二項に規定する算定基礎取引額(以下「副作用拠出金に係る算定基礎取引額」という。)は、次の各号に掲げるところにより許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を区分し、その区分された許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の品目ごとの出荷数量にその単価を乗じて得た額(以下「副作用拠出金に係る品目ごとの出荷額」という。)を当該区分ごとに会計した額に当該各号に掲げる係数を乗じて得た額を合計して算定するものとする。
一 許可医薬品のうち医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品(以下「許可医薬品のうちの医療用医薬品」という。)又は副

本条の四十三第一項（医薬品医療機器等法施行規則第二百三十七条の四十三第一項（医薬品医療機器等法施行規則第二百三十七条の七十七において準用する場合を含む。）に規定する調査の義務が課せられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品（用法、用量若しくは使用方法の変更又は効能、効果若しくは性能の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認が与えられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を除く。）又は医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第三項（医薬品医療機器等法第二十三条の四十第一項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。本において同じ。）の規定に基づき医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第一項（医薬品医療機器等法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品医療機器等法第

いて同じ。)の規定に基づき医薬品医療機器等法第十四条の三第一項(医薬品医療機器等法第二十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認(以下「医薬品特例承認」という。)を受けた者に対し医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)第二十一条第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている許可医薬品。

八 医薬品医療機器等法第十四条の三第三項の規定に基づき医薬品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第二十八条第二号に規定する措置を講ずる義務が課せられている許可医薬品。

二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二二十六の二第一項(これらの規定を医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付した医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認が与えられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品

一 許可医薬品のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる使用薬剤としての購入価格が定められているもの（許可医薬品のうちの医療用医薬品に限る。）にあっては当該購入価格とし、それ以外のものにあっては、当該許可医薬品の出荷価格に一・五を乗じて得た価格とする。ただし、薬局製造販売医薬品（医薬品医療機器等法施行令第三条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。）の製造販売に係る医薬品医療機器等法第十二条第一項の許可を受けているもの（以下「薬局製造販売医薬品製造販売業者」という。）が製造販売をする許可医薬品にあっては当該販売価格とし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められている許可医薬品にあっては当該価格とする。

二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認（以下「再生医療等製品特例承認」という。）を受けた者に対し医薬品医療機器等法第二十三条の二十八の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第二号に規定する措置を講ずる義務が課せられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品のうちの医療用医薬品のうち注射剤、吸入剤、内用剤又はトローチ剤又は前号二からへまでに掲げるもの以外の副作用救済給付に係る許可再生医療等製品一の〇三前二号に掲げるもの以外の許可医薬品のうちの医療用医薬品〇六四許可医薬品のうちの医療用医薬品以外の許可医薬品〇一五副作用拠出金に係る算定基礎取引額の算定の基礎となる許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の副作用拠出金に係る品目ごとの単価は、次の各号に掲げる単価とす

算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる当該副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の購入価格が定められているものにあつては当該購入価格とし、それ以外のものにあつては、当該副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の出荷価格に一・二を乗じて得た価格とする。ただし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められているものにあつては、当該価格とする。副作用拠出金に係る算定基礎取引額を算定する場合において、その算定の基礎となる副作用拠出金に係る品目ごとの出荷額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
(付加拠出金の額の算定方法)

第二十四条 法第十九条第二項に規定する許可医薬品製販売業者等（以下「許可医薬品製販売業者等」という）のうち同条第七項に規定するものが同項の規定により同条第二項の規定による額に加えて納付しなければならない額規定する原因許可医薬品等（同条第七項に規定する原因許可医薬品等をいう。）による現価に相当する額として当該副作用救済給付のうち当該許可医薬品製販売業者等が前年度に支給を決定した副作用救済給付販売をした原因許可医薬品等（同条第七項に規定する原因許可医薬品等をいう。）による現価に相当する額として当該副作用救済給付の種類その他の区分に従い厚生労働大臣が定める方法により算定した額を合計した額に四分の一を乗じて得た額（その額が、当該許可医薬品製販売業者等の前年度の品目ごとの出荷額を合計した額（以下「副作用拠出金に係る前年度出荷額」という。）に百分の一を乗じて得た額を超えるときは、当該副作用拠出金に係る前年度出荷額に百分の一を乗じて得た額）とする。

（申請書の記載事項）

第二十五条 令第十八条规定第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可医薬品製販売業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 副作用拠出金に係る算定基礎取引額及び当該算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額（その額が令第十七条に定める額に満たないときは、当該額）

三 法第十九条第七項に規定する許可医薬品製販売業者等にあつては、副作用拠出金のうち同項の規定により算定される額（以下「副作用拠出金に係る付加拠出金の額」という。）
（申請書の添付書類）

第二十六条 令第十八条第二項の規定により副作用拠出金に係る算定基礎取引額を証する書類と
（申請書の添付書類）

二 その他必要な書類

令第十八条第二項の規定により副作用拠出金に係る付加拠出金の額を証する書類として申告書に添付しなければならない書類は、副作用拠出金に係る付加拠出金の額の算定の過程を示す書類とする。

前二項に規定するもののほか、第二十九条第一項の規定に基づき金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことにより副作用拠出金を納付する許可医薬品製造販売業者等にあっては、機構の口座に払い込んだことを証する書類を、申告書に添付しなければならない。

(誤りがある場合に機構が副作用拠出金の額を決定することとなる申告書の記載事項等)

第二十七条 令第十八条第三項の規定による通知は、納入定める事項は、第二十五条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

令第十八条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によつて行わなければならぬ。(充当的通知)

第二十八条 機構は、令第十八条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知しなければならない。

(徴収金の納付等)

第二十九条 副作用拠出金その他の法の規定による副作用拠出金に係る徴収金の納付は、納付書(納入告知書の送付を受けた場合には、納入告知書)を添えて、これを行わなければならぬ。

2 副作用拠出金その他の法の規定による副作用拠出金に係る徴収金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによつて納付しなければならぬ。

(端数計算)

第三十条 副作用拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(感染救済給付への準用)

第三十一条 第三条から第二十二条までの規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条、第三条	項第九第三条	項第九第十一条	項第八第一条	項第六十一条	項第三十三条	第七十条
副作用救済給付	第四条	副作用救済給付 副作用救済給付	令 等製品の名称	とみられる許可 医薬品又は副作 用救済給付に係 る許可再生医療 等製品の名称	（当該原因とみられる許 可生物由来製品又は感染 医療等製品の名称を含む 。）	前項 許可医薬品等の 許可生物由来製品等を介 した感染等 第三十一条において準用 する前項 第三十一条において準用 する第一項
感染救済給付	第三十一条において準用 する第四条	感染救済給付 感染救済給付	令第二十二条において準 用する令	。	令第二十二条において準 用する令	第三十二条において準用 する第一項

薬剤としての購入価格が定められている医薬品（第二十三条第一項第一号に規定する医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品（以下「医療用医薬品」という。）に限る。）にあっては当該購入価格とし、それ以外の医薬品にあっては当該医薬品の出荷価格に一・五を乗じて得た価格とする。ただし、薬局製造販売医薬品製造販売業者が製造販売をする医薬品にあっては当該販売価格とし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められている医薬品にあっては当該価格とする。

二 許可生物由来製品たる医療機器（以下この号において「医療機器」という。）のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる特定保険医療材料及びその材料価格としての購入価格が定められている医療機器にあっては当該購入価格とし、それ以外の医療機器にあっては当該医療機器の出荷価格に一・二を乗じて得た価格とする。ただし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められている医療機器にあっては、当該価格とする。

三 感染救済給付に係る許可再生医療等製品のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる当該感染救済給付に係る許可再生医療等製品の購入価格が定められるものにあつては当該購入価格とし、それ以外のものにあつては、当該感染救済給付に係る許可再生医療等製品の出荷価格に一・二を乗じて得た価格とする。ただし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められるものにあつては、当該価格とする。

第二十四条	第十九条第一項	第二十一条第二項
（安全対策等拠出金の納付を要しない医薬品）	許可医薬品製造販売業者等	許可生物由来製品製造販売業者等
第三十五条 基礎取引額（以下「安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額」とする。）は、次の各号に掲げる医薬品とする。	（安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法）	（安全対策等拠出金の納付を要しない医薬品）
第三十四条 法第二十二条第二項に規定する算定基礎取引額（以下「安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額」という。）は、次の各号に掲げる医薬品とする。	（安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法）	（安全対策等拠出金の納付を要しない医薬品）
第二十九条 第二十九条第一項及び第二項	第二十九条第一項及び第二項	第二十九条第一項及び第二項
三十条 第二十九条第一項及び第二項	三十条 第二十九条第一項及び第二項	三十条 第二十九条第一項及び第二項
（安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法）	（安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法）	（安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法）
第二十五条 第二十五条第一項及び第二項	第二十五条第一項及び第二項	第二十五条第一項及び第二項
第二十六条 第二十六条第一項及び第二項	第二十六条第一項及び第二項	第二十六条第一項及び第二項
第二十七条 第二十七条第一項及び第二項	第二十七条第一項及び第二項	第二十七条第一項及び第二項
第二十八条 第二十八条第一項及び第二項	第二十八条第一項及び第二項	第二十八条第一項及び第二項
第二十九条 第二十九条第一項及び第二項	第二十九条第一項及び第二項	第二十九条第一項及び第二項
三十条 第三十条第一項及び第二項	三十条第一項及び第二項	三十条第一項及び第二項

るところにより医薬品、医療機器又は再生医療等製品を区分し、その区分された医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品目ごとの出荷数量にその単価を乗じて得た額（以下「安全対策等拠出金に係る品目ごとの出荷額」という。）を当該区分ごとに合計した額に、当該各号に掲げる係数を乗じて得た額を合計して算定するものとする。

一 医療用医薬品（第一条第三号に掲げる医薬品を除く。以下この条において同じ。）又は再生医療等製品であつて、次のいずれかに該当するもの（前条の医薬品を除く。）二・〇イ

イ 医薬品医療機器等法第十四条の二の二第一項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により条件及び期限を付した医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認が与えられている医薬品

ロ 医薬品医療機器等法施行規則第六十三条第一項（医薬品医療機器等法施行規則第七十一条において準用する場合を含む。）に規定する調査の義務が課せられている医薬品（用法若しくは用量の変更又は効能若しくは効果の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認が与えられている医薬品を除く。）又は医薬品医療機器等法第十四条の三第三項（医薬品医療機器等法第二十条第一項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。ロにおいて同じ。）の規定に基づき医薬品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第二十八条第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている医薬品

ハ 医薬品医療機器等法第十四条の三第三項の規定に基づき医薬品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第二十八条第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている医薬品

二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項（これららの規定を医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により条件及び期限を付した医薬品医療機器等法第二十三条の二

十五又は第二十三条の三十七の承認を与えられている再生医療等製品、医薬品医療機器等法施行規則第百三十七条の四十三第一項（医薬品医療機器等法施行規則第二百三十七条の七十七において準用する場合を含む。）に規定する調査の義務が課せられている再生医療等製品（用法、用量若しくは使用方法の変更又は効能、効果若しくは性能の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認が与えられる再生医療等製品を除く。）又は医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第三項（医薬品医療機器等法第二十三条の四十第一項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられている再生医療等製品、医薬品医療機器等法第三項の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十二号に規定する措置を講ずる義務が課せられている再生医療等製品、前号イからハまでに掲げるもの以外の医療用医薬品（前条の用医薬品のうち注射剤、生剤、吸入剤、内用剤又はトローチ剤（前条の医薬品を除く。））・一・二・二八

三 前二号に掲げるもの以外の医療用医薬品（前条の医薬品を除く。）・二・一

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項イ（1）に規定する特定高度管理医療機器二・四

六 前号に掲げるもの以外の医薬品医療機器等法第二条第五項に規定する高度管理医療機器一・九

七 医薬品医療機器等法第一条第六項に規定する管理医療機器〇・七

八 医薬品医療機器等法第一条第七項に規定する一般医療機器〇・一

九 第一号ハからホまでに掲げるものの以外の再生医療等製品一・〇

2 安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定の基礎となる医薬品、医療機器又は再生医療等製品の安全対策等拠出金に係る品目ごとの単価は、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の出荷価格とする。ただし、薬局製造販売医薬品製造販売業者が製造販売をする医薬品については、当該販売価格とする。

3 安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額を算定する場合において、その算定の基礎となる安全対策等拠出金に係る品目ごとの出荷額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第三十六条 令第二十四条において準用する令第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 医薬品等製造販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額及び当該算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額（その額が令第二十四条において準用する令第十七条に定める額に満たないときは、

第三十七条 令第二十四条において準用する令第十八条第二項の規定により安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額を証する書類として申告書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

一 安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の（申告書の添付書類）当該額

二 算定の過程を示す書類

二 その他必要な書類

二 前項に規定するもののほか、次条において用する第二十九条第二項の規定に基づき金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによる安全対策等拠出金を納付する医薬品等製造販売業者（以下「製造販売業者」という。）又は製造販売業者であつた者は、徴収金の納付に関する書類をその完結の日から五年間保存しなければならない。（代理人による審査の申立て）

第四十二条 許可医薬品製造販売業者等、許可生産物由来製品製造販売業者等若しくは医薬品等製造販売業者（以下「製造販売業者」という。）又は製造販売業者であつた者は、徴収金の納付に関する書類をその完結の日から五年間保存しなければならない。

第四十三条 法第三十五条第一項の規定による審査の申立て（以下「審査の申立て」という。）は、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、審査申立人のために、当該審査の申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、審査の申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができると証する書類を、申告書に添付しなければならない。

第四十四条 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。前条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

2 代理人がその資格を失つたときは、審査申立人は、書面でその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十八条 第二十七条から第三十条までの規定は、安全対策等拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一号ハからホまでに掲げるものの以外の再生医療等製品	令第二十四条において準用する令
医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第三項（医薬品医療機器等法第二十三条の四十第一項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法第三項の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十第一号に規定する措置を講ずる義務が課せられる再生医療等製品、医薬品医療機器等法第三項の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第四十三条の三十二号に規定する措置を講ずる義務が課せられる再生医療等製品、前号イからハまでに掲げるもの以外の医療用医薬品（前条の用医薬品のうち注射剤、生剤、吸入剤、内用剤又はトローチ剤（前条の医薬品を除く。））・一・二・二八	令第二十四条において準用する令
医薬品医療機器等法第一条第六項に規定する高度管理医療機器	令第二十四条において準用する令
医薬品医療機器等法第一条第七項に規定する一般医療機器	令第二十四条において準用する令

第四十五条 審査の申立ては、審査申立人が副作用用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は拠出金の算定（以下「支給の決定等」という。）があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

第四十六条 審査の申立ては、次に掲げる事項を記載した審査申立書正副各一通を厚生労働大臣に提出してしなければならない。

一 審査申立人の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 審査の申立てに係る支給の決定等があつたことを知った年月日

三 審査の申立ての趣旨及び理由

四 審査の申立ての年月日

五 審査の申立てに係る支給の決定等があつたことを知った年月日

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の審査申立書申立人は、証拠書類があるときは、これを前項の審査申立書に添付することができる。

（副本の送付及び弁明書の提出）

2 審査申立人は、証拠書類があるときは、その副本を機構に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとする。

第四十八条 審査の申立ての審理は、書面による。ただし、審査申立人の申立てがあつたときは、厚生労働大臣は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えないなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査申立人は、厚生労働大臣の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第四十九条 審査の申立てが審査の申立ての期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、厚生労働大臣は、裁決で、当該審査の申立てを却下する。

2 審査の申立てが理由がないときは、厚生労働大臣は、裁決で、当該審査の申立てを棄却する。

3 審査の申立てが理由があるときは、厚生労働大臣は、裁決で、当該審査の申立てを棄却する。

する。ただし、審査申立人の不利益に当該支給の決定等を変更すべきことを命ずることはできない。

(裁決の方式及びその通知等)

第五十条 裁決は、書面で行い、かつ、理由を付さなければならない。

2 裁決の通知は、裁決書の謄本を審査申立人に送付して行う。

3 厚生労働大臣は、前項の裁決の通知を行つたときは、裁決書の謄本を機構に送付しなければならない。

(教示)

第五十一条 機構は、支給の決定等を行う場合は、その相手方に對し、当該支給の決定等につき厚生労働大臣に審査の申立てをすることができる旨及び審査の申立てをすることができる期間を教示しなければならない。

第五十二条 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第四十三条第一項第四号(同令第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む)、第六十三条第三項、第六十四条第一号及び第四号並びに第一百八十二条第二項(これらの規定を船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)第四十九条において準用する場合を含む)の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
(施行期日)
(業務の特例に係る納付金)

第二条 法附則第十五条第二項の納付金の額は、同条第一項第二号に掲げる業務の事務の執行に要する費用の実費として機構が算定した額とする。(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則の廃止)

第三条 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則(昭和五十四年厚生省令第三十九号)は、廃止する。

(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則の廃止に伴う経過措置)

第四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査

機構法施行規則の規定によりした処分、手続その他行為は、この省令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

三条各号(第三十一条において読み替えて準用する場合を含む)に定める場合のほか、その

者の許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による疾病、障害又は死亡が、一時的に帰国した本邦に居住していない者であつて次の各号に掲げるものに対して国が行

う新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)に係る予防接種を受けたことによるものである場合は、行わない。

一 海外に在留する邦人
二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者

三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百五十九号)別表第二の上欄に掲げる在留資格をもつて在留する者

附 則(平成一六年七月一日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定から適用する。

附 則(平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定から適用する。

附 則(平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(許可医薬品に該当しない医薬品に関する規定の適用)

三条各号(第三十一条において読み替えて準用する場合を含む)に定める場合のほか、その

者の許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による疾病、障害又は死亡が、一時的に帰国した本邦に居住していない者であつて次の各号に掲げるものに対して国が行

う新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)に係る予防接種を受けたことによるものである場合は、行わない。

一 海外に在留する邦人
二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者

三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百五十九号)別表第二の上欄に掲げる在留資格をもつて在留する者

附 則(平成一八年三月一四日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定から適用する。

附 則(平成一八年三月一四日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号抄

(施行期日)

1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成二八年三月三〇日厚生労働省令第五〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の副作引用する同令第一條第四号の規定は、医薬品製造販売業者に係る平成十七年度分及び平成十八年度分の安全対策等拠出金の納付並びに医薬品製造販売業者又は医療機器製造販売業者の当該拠出金に係る算定基礎取引額の算定については適用せず、なお従前の例による。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

附 則(平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号)

(施行期日)

1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成二八年三月三〇日厚生労働省令第五〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二八年三月三〇日から施行する。

(経過措置)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

附 則(平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号)

(施行期日)

1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成二八年三月三〇日厚生労働省令第五〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二八年三月三〇日から施行する。

(経過措置)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

附 則(平成二七年一二月九日厚生労働省令第一六八号)

(施行期日)

1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成二八年三月三〇日厚生労働省令第五〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二八年三月三〇日から施行する。

(経過措置)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年三月三一日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

十一	カルナウバロウ	牛脂	五十九	精製白糖
十二	吸水軟膏	水	六十九	ハツカ水及びこれに類似するもの
十三	輕質無水ケイ酸	ケイ酸	六十	パラオキシ安息香酸エチル
十四	硬化油	油	六十一	パラオキシ安息香酸エチル
十五	ゴマ油	ゴマ油	六十二	パラオキシ安息香酸ブチル
十六	コムギデンプン	コムギデンプン	六十三	パラオキシ安息香酸ブチル
十七	コメデンプン	コメデンプン	六十四	パラオキシ安息香酸メチル
十八	コレステロール	コレステロール	六十五	パラフィン
十九	酢酸フタル酸セルロース	酢酸フタル酸セルロース	六十六	パレインショデンプン
二十	サツカリンナトリウム	サツカリンナトリウム	六十七	ヒドロキシプロピルセルロース
二十一	酸化カルシウム	酸化カルシウム	六十八	低置換度ヒドロキシプロピルセルロース
二十二	酸化チタン	酸化チタン	六十九	ヒドロキシプロピルメチルセルロース
二十三	酸素	酸素	七十	ヒドロキシプロピルメチルセルロース二
二十四	常水	常水	九〇六	ヒドロキシプロピルメチルセルロース二
二十五	注射用蒸留水	注射用蒸留水	二二〇八	ヒドロキシプロピルメチルセルロース二
二十六	親水軟膏	親水軟膏	七十一	ヒドロキシプロピルメチルセルロース二
二十七	ステアリルアルコール	ステアリルアルコール	二九一〇	ヒドロキシプロピルメチルセルロース
二十八	ステアリン酸	ステアリン酸	七十二	ヒドロキシプロピルメチルセルロース
二十九	ステアリン酸カルシウム	ステアリン酸カルシウム	七十三	ヒドロキシプロピルメチルセルロース
三十	ステアリン酸ホリオキシル四〇	ステアリン酸ホリオキシル四〇	七十四	ヒドロキシプロピルメチルセルロース
三十一	ステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸マグネシウム	七十五	ブドウ酒
三十二	精製水	精製水	七十六	プロピレン glycol
三十三	減菌精製水	減菌精製水	七十七	ベントナイト
三十四	石油ベンジン	石油ベンジン	七十八	ポリソルベート八〇
三十五	セスキオレイン酸ソルビタン	セスキオレイン酸ソルビタン	七十九	ポリビニルビロリドンK二五
三十六	白色セラック	白色セラック	八十	ポリビニルビロリドンK三〇
三十七	結晶セルロース	結晶セルロース	八十一	ポリビニルビロリドンK九〇
三十八	精製セラック	精製セラック	八十二	マクロゴール四〇〇
三十九	タルク及びこれに類似するもの	タルク及びこれに類似するもの	八十三	マクロゴール一五〇〇
四十	ダイズ油	ダイズ油	八十四	マクロゴール四〇〇〇
四十一	单シロップ	单シロップ	八十五	マクロゴール六〇〇〇
四十二	單軟膏	單軟膏	八十六	マクロゴール二〇〇〇〇
四十三	蜜素	蜜素	八十七	マクロゴール軟膏及びこれに類似する
四十四	ツバキ油	ツバキ油	八十八	メグルミン
四十五	デキストリン	デキストリン	八十九	モノステアリン酸アルミニウム
四十六	トウモロコシデンプン	トウモロコシデンプン	九十	ヤシ油
四十七	トウモロコシ油	トウモロコシ油	九十一	ラウロマクロゴール
四十八	トランガント	トランガント	九十二	ラッカセイ油
四十九	トランガント末	トランガント末	九十三	ラノリノ
五十	トリエタノールアミン	トリエタノールアミン	九十四	
五十一	白色軟膏	白色軟膏	九十五	
五十二	乳糖	乳糖	九十六	
五十三	二酸化炭素	二酸化炭素	九十七	
五十四	豚脂	豚脂	九十八	
五十五	ナタネ油	ナタネ油	九十九	

九十七 精製テノリン
九十八 黄色ワセリン
九十九 白色ワセリン
百 親水ワセリン

別記様式（第三十九条関係）